

（午後3時20分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番13、22番 楠本君。

〔22番（楠本知子君）登壇〕

○22番（楠本知子君）最終でございますので、お疲れのところではございますが、最後までご辛抱のほどお願いいたします。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

一つ目は携帯ネット被害から子どもたちを守るための対策についてです。携帯電話の契約数は1億件を突破し、各機関の調査では携帯電話の所持率は小学生で30%から35%、中学生では65%から70%と発表されています。最近では低年齢化の傾向が見られ、未就学児にも広がっています。また、携帯電話からのメール、インターネットの利用が急増しているため、従来のようなメール、学校裏サイトへの書き込みによるいじめだけでなく、有害サイトに接続することで犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。特に出会い系サイトやアダルトサイト、自殺サイトなどにより被害を受けた児童のうち、アクセス手段として携帯を利用したものは、警察庁の調べでは98.6%となっています。内閣府による情報社会と青少年に関する意識調査によりますと、メール利用では1日21回以上、中学生男女とも35%以上、ネット利用では1日6回以上、中学生男女25%以上ということで、今はもっと増えているのかもしれませんが。子どもたちの携帯電話は、知っているもの同士がする電話本来の道具ではなく、会ったことのない人

とのやりとりをする、アクセスするための端末機としての利用が主になっているのが現実です。こうした携帯電話の有害サイトを通じてトラブルに巻き込まれる子どもたちが問題になる中、未然防止へ向けた自治体の取り組みが広がっています。

そこでお伺いをさせていただきます。①未就学児童、小中学生の携帯電話の所持率、学校への持ち込み、フィルタリングの実態を把握されていますか。②携帯電話は依存度が高くなり、睡眠不足や学習意欲への減退による学力低下などへの影響が心配されます。そのような日常生活への影響はどうか。③携帯電話のネット利用によるトラブルの被害者にも加害者にもなってほしくないのは当然ですが、今までそういう事件はありますか。万が一そうなった場合、児童・生徒本人、保護者への対処はどのようにされるのですか。④情報モラル社会やメディア・リテラシー教育について、どのような取り組みをされているのですか。⑤全国の自治体では一部携帯電話を持たせないという運動があります。見解をお聞きます。

2番目は、男性特有のがん、前立腺がんから命を守る対策についてお伺いします。

女性をがんから守る対策として、女性特有の乳がん・子宮がん検診の無料クーポン配布事業を推進していただき、検診受診率が増加しています。また、子宮頸がん予防ワクチンの公費助成が実施される予定となり、女性の健康を守っていただき感謝をいたしておるところです。今回は男性特有のがんである前立腺がんの対策について質問をさせていただきます。「よくわかる最新医学新版前立腺肥大

症・前立腺がん」という本を読みましたところでは、前立腺がんは比較的ゆっくりと進行するがんと言われていたのですが、2020年には胃がんを抜いて肺がんに次いで2位になると予測をされています。前立腺がんが増加している原因として、日本人男性の平均寿命が延びて80歳近くになったこと、食生活が欧米化になって動物性脂肪やたんぱく質の摂取が多いこと、PSA検査が普及してがんが早期に発見できるようになったことが挙げられています。50歳を過ぎたら年に1、2回は泌尿科に出かけ、PSA検査を受けることが勧められています。前立腺がんは早期に発見できれば、90%の人が完治すると言われていています。そこで、お伺いします。①男性の60歳以上の3人に1人がかかると言われている前立腺がんの検診状況、②検診への啓発推進について、検診費用の助成について、お伺いをいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）携帯ネット被害から子どもたちを守るための対策についてのご質問にお答えします。

はじめに、一点目の未就学児童、小・中学生の携帯電話の所持率、学校への持込み、フィルタリングの実態についてお答えします。まず、所持率ですが、未就学児童については、小学校へ入学する前までの幼児が対象となり、就園等もさまざまな形態があるので、未就学児童という範囲の調査データはありません。小学生については、学年が進むにつれて率が高くなっており、小学校6年生では、29.9%となっています。中学生についても学年が進むにつれて率が高くなっており、中学校3年生では60.4%となっています。次に学校への

持込みについては、どの学校も基本的には許可していません。ただし、家庭からの申し出があり、学校が特別に必要と認めた場合は、学校内での使用に規則を設けて許可していません。フィルタリングについては、平成21年4月に青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律が施行されたことに伴い、携帯電話販売店での販売時における説明や、学校・PTA・青少年育成団体等の研修会で啓発が以前にも増して行われているところですが、まだまだ保護者、利用する児童・生徒の理解が完全に浸透しているに至っていないと考えています。これらのことから、フィルタリングの実態は把握できていないのが現状です。

次に、二点目の携帯電話への依存による日常生活への影響についてお答えします。研究等によると、心理面への影響、過剰な利用による生活時間への影響、コミュニケーション能力への影響などが報告されています。このことから携帯電話への依存は、日常生活への影響を及ぼしていくと考えられます。携帯電話の利用については、学校外での利用が大半を占めますので、PTAと連携し、依存しない利用について啓発・指導を行うことが大切であると考えます。

次に、三点目のネット利用によるトラブルへの対応についてお答えします。携帯電話によるメール、インターネット利用等に伴うトラブルは電子掲示板による生徒間の誹謗・中傷、生徒間のメールによるトラブル等、橋本市においても発生しています。ケースによって対応の仕方は違いますが、事実確認を行った後、学校から対象生徒への指導、必要に応じて保護者への指導を行っています。また、内容によっては、警察や青少年センターと連携して問題解決にあたらなければならないことも考えられますので、日頃から橋本市

学校警察青少年センター連絡協議会や、生徒指導担当者会議等において情報交換を行うとともに、和歌山県が取り組んでいるネットパトロール事務局とも連携を図っています。

次に、四点目の情報モラル教育やメディア・リテラシー教育の取り組みについてお答えします。各学校では、教育計画の中に情報教育として位置づけ、総合的な学習の時間、道徳、特別活動等の時間に計画的に取り組んでいます。その際、学年の発達段階に応じて、具体的な事例を用いて指導するとともに、学級担任だけでなく、外部講師を招いて指導していただいたり、保護者とともに学んだりするなど、連携した取り組みも行っています。

次に、五点目の携帯電話を持たせないという運動への見解についてお答えします。高度情報通信社会が急速に進展する中で、携帯電話も含め、ネット環境とどのようにうまくつき合っていくかという問題が顕在化してきました。これらの問題を解決する方法として、規制と教育の面からの対応が考えられます。今回、ご提案いただいていますのは規制からの対応です。しかし、規制が行われたとしても、児童・生徒の将来を考えたとき、児童・生徒だけでなく、地域社会、保護者も含めた教育の面での対応は必要不可欠であると考えます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）男性特有のがん、前立腺がんの検診状況についてお答えいたします。

前立腺がんは、今、我が国で最も増加しているがんであり、この30年で患者の数は15倍以上になっています。年齢とともに増えるがんの代表であり、70歳を超えると二、三割の男性に前立腺がんができると言われていました。また、初期の自覚症状が少ないため、早期に

発見しにくく、50歳を過ぎたら定期的に検査を受けることが大切とされています。しかし、最も増加しているがんであるにもかかわらず、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業に位置づけられているがん検診は、厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針で示されているものに限られており、この指針には前立腺がんは含まれておりません。したがって、検診状況を把握できるのは国の指針に示されている胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん等であり、前立腺がんの検診状況について県や橋本保健所にも照会しましたが、データがなく、把握できない状況です。今後、国の指針対象になれば、検診状況も把握でき、予防啓発にも積極的に取り組めることとなりますので、がん予防の検診対象となるよう、国や県に要望してまいります。

次に、検診費用の助成についてであります。現在、国の指針に示されている胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの各検診については、市が助成を行っており、市民には集団検診では500円、個別検診では1,000円の自己負担で受診していただいております。前立腺がんについては、採血し腫瘍マーカーの検査で前立腺特異抗体（PSA）の異常を調べてわかりますが、その検査には最低6,000円程度の検査費用が必要です。今のところ、国の指針の対象になっていないことや本市の財政状況から単独での助成は困難です。しかしながら、検診を受けることは、前立腺がんの予防のためには最も重要なことですので、今後、各種教室や広報を通じて検診の啓発に努めてまいりたいと考えています。ご理解のほどをお願いいたします。

大変失礼いたしました。答弁でちょっと抜けた箇所がありますので、再度答弁させていただきます。健康増進法第9条の2に基づく

健康増進事業に位置づけられているがん検診、これにつきましては、厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針と言うべきところを、がん予防重点健康教育の重点が抜かしましたので、付け加えさせていただきます。失礼しました。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君、再質問ありますか。

22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。最初の1番の、携帯ネット被害から子どもを守る対策について少しお伺いをさせていただきますと思います。

橋本市の中でも携帯のネット被害から守る対策を市としていろいろモラル教育をさせていただいているとは思いますが、今全国的なレベルで見ましたところ、特に大都市になるんですけど、大都市の東京とか神奈川とか埼玉とか大阪とか兵庫とかいろんな大都市では、携帯電話のフィルタリング機能を、携帯会社の販売員が進んでこれを利用してくださいということを勧めること。それから、また簡単にそのフィルタリングを解除しないようにとすることをするような条例をつくらうとされておられます。皆さまもご承知やと思いますが、石川県では子どもに、小・中学生には携帯電話を持たせない条例ができて、今はその名前が改正をされて、石川子ども総合条例というのができているんですけども、そういう条例をつくっている県もございます。また、市では島根県の松江市とかは教育委員会とかPTAとかが、教育委員会とPTA連合会が一緒になりまして、携帯電話を持たせないでおこうという条例ではないですけど、アピール文が出されたり、小さな町の中でも教育委員会の中でその所持については原則禁止をする宣言を發表したりという動きが進んでいるというふうになっています。もう一つ

反対に、そういう携帯電話を子どもたちに持たせる持たせないは個人の自由であって、これは保護者の問題であって、そういうことまでしなくていいんじゃないかという反対のお声もあります。

私は前に、20年の12月やったと思うんですけど、携帯メールを利用してのいじめについて少しお伺いをさせていただいたときがあるんですけど、そのときの携帯電話の利用からさらに携帯電話が、恐らく進化しているなというふうに思います。子どもたちが携帯を持つ持たないは、もちろん保護者のというか、保護者の方の考えの中での話であるかとも思うんですけども、反対に携帯電話を持つことによるマイナスの部分というのは、大きな命にかかわような事件が起きている中で、すごいこういうふうになってきているというふうな中でこのように自治体の動きではないかなというふうに思うんです。橋本市の中でも、今紹介していただいたように、そういうトラブルがあったかなかったかということをお聞きさせていただきましたけど、そういうことは、なかなか表面化して、こういう事件があったんですというふうな、子どもたちのことを大きな声で言うことはできませんし、実際、あったかなかったかということが表面化、絶対できないと思うんです。あっても。そんなことは言えないと思うんです。子どもたちをそういうネット被害から守るのは、大人の責任でもありますし、また私たち保護者の責任でもありますし、教育に携わる先生の役目でもあるかと思うんです。そういう中で、まず橋本市の子どもたちの実態、携帯電話を持っておられるのか持っておられないのかとか、フィルタリングをかけて使用されているのか使用されていないのか、そういう実態把握をまずしていくことが、各学校、小学校、中学校では大事なことはないかと思う

んですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（松田良夫君）楠本議員おただしのとおりに、携帯電話のさまざまな被害から子どもを守る、あるいは携帯電話を通じての加害者に子どもをしない、携帯電話を本当に便利に、この高度情報社会の中で自分自身の目標達成のために有効に活用していく、そういうことをしっかり教育していくというのは、今の学校の大きな課題である、そういうふうを考えます。そのためには、子どもたちが携帯電話を持ち、どのように使用しているのか、あるいは持っていない子どもも携帯電話にどんな憧れを持って、どんな使用を考えているのか、そのあたりをしっかりと把握した上で、携帯電話って便利やけどもやはり使い方によっては非常に誤った道へ進んでしまう、そんな教育をしっかりとしていく、そういうこと大変大事かと思っております。各学校におきましては、いわゆる、楠本議員ご質問のとおり、メディア・リテラシーと言うんですか、要するにきっちり上手に使っていく手法を学ぶという教育、もう一方で情報モラル、それを正しく使って機械の向こうに人間がおる、その人間がいろんな心を持ってそれを見ている、そういうことをしっかりと教えていく意味でも、子どもたちの携帯の使用の状況、あるいは持っていない子も、先ほど言いましたけども、持つことによって何をしようとするのか、そういう前提の中で情報モラル、情報リテラシーの教育の必要があると考えていますし、もちろん高いお金出して買い与えるのが保護者です。だから、保護者の方が携帯電話を持つことによって子どもたちがどう変わるのか、どう子どもたちに携帯電話を使ってほしいのか、使うべきなのか、そういう考えをしっかりと持っていただく場も必要かと思っております。もう、ある学校では、保護者とともに

子どもたちが携帯電話の使い方を勉強する機会も設けてございます。今後、この携帯電話が引き起こすさまざまな問題に先取りした対応というのも学校とともに教育委員会も考えていきたい、そういうふうにしてございませう。

それと、先ほどフィルタリングの状況はどうかというご質問もございました。十分されてないという状況かと把握してございます。このフィルタリングにつきましては、青少年が先ほど答弁の中で答えましたように、安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の中で、フィルタリングをしてくださいよ、販売店で、販売員が18歳未満の子ども、そして保護者に対して説明してつけさせていく義務があると。ただし、保護者が結構ですと言うたらつけなくてもいい、そういう若干ちょっと規制の甘い法律かなと思っておりますけれども、保護者がフィルタリングが必要やという啓発についても、今後考えていく必要がある、そういうふうにご考えてございます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）教育長がしっかり答弁していただいたので、ありがとうございます。このフィルタリングが有害サイトを制限できる唯一の、フィルタリングが切り札になると思うんです。それをきちっとされているかどうかを実態調査、チェックをしていただきたいと思います。それともう一つは、先ほど教育長も言われたように、携帯会社がこれは、青少年インターネット環境整備法というのが制定されたので、これは会社がフィルタリングの提供を18歳未満の方にはしないといけなわけなんですけれども、この契約を親御さんの契約にしたらけなくてもいいですよというふうなことを勧める携帯電話の会社もあ

るそうです。そういう抜け道をわざと教えてくださる販売店もあるということで、販売店の方も責任を持ってその役割を果たしてもらわなければいけないというふうに言われています。橋本市内の携帯電話の販売店は何箇所かありますよね。橋本市では、必ず橋本市で買われるかはわかりませんが、せめて橋本市の携帯電話の会社はそういうことは絶対しないと、きちっと販売店の方がフィルタリングの機能を説明をして、子どもたちに携帯を持たせる場合には、そういう機能があるんでという説明をしていただけるように、教育委員会と携帯電話会社との連携といえますか、はいかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（松田良夫君）教育委員会としては、フィルタリングしていただくことをしっかり説明していただくという要望を、そういう販売店にしていきたい、そういうふうに思います。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）よろしくお願ひいたします。

次、2番に移らせていただきます。この男性特有のがんの前立腺がんについて、初めて一般質問させていただきました。女性の立場でいろいろ女性特有のがんについては、いろんな支援をしていただいておりますので、男性特有のがんについては、男性は一つでございます。この一つのがんについても少し勉強させていただいたら、やはりなかなか私はわからなかったんですけど、前立腺肥大症というのと前立腺がんというのは全く違うということをお勉強させてもらってわかったんです。私は、肥大症がほうっておくと前立腺がんになるのかなと思ってたんですけど、全く違うということで、前立腺肥大を持っておられた男性で病院にかかられていても、前立腺がん

とはまた別の病気ということで、なかなか発見されにくいというふうにお聞きをしました。特にこのPSA検査というのは、今、血液検査で受けられるということで早期発見につながっているというふうにも言われていますので、この検診について、含まれていないんですけれども、この集団検診の中には前立腺がんは含まれていないということなんですけれども、これはやはり市が単独でお金を出してすべて検診費用を助成しますよということはどうもできないことかと思うんですが、少しでも費用を、一部自己負担が発生してでも検診ができれば、男性の方も早く、早期発見で前立腺がんから命を守ることができると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。集団検診の中に市で単独で入れていただける方向性は無理なんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほどもお答えさせていただきましたけれども、本市のがん検診につきましては、健康増進法の法律に基づきまして、厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に示されているがんについて基本的には行っております。これらのがんについては、働き盛りや若い年齢層の方が罹患率が非常に高うございまして、家庭への影響等、そういうことから優先して行っているものと理解しております。それと、今おっしゃっております前立腺がんにつきましては、確かに患者数は非常に増えているんですけれども、特に高齢者の方が非常にかかる率が高いということになっております。残念ながら、先ほどの国の指針の対象に含まれていないということで、このがん患者の方がどれだけ橋本市内におられるか、それさえもまだ現状は把握できていない状況です。したがって、そういうような段階で予算措置もどうかと思いますし、まずは、が

ん予防の検診対象、橋本市だけではなくて、全国的ながん検診となりましたら問題ですので、まずは、がん予防の検診対象になるように国や県に働きかけていくことがまず第一段階で肝要かと思っております。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）市とか、他市とか町でも単独で、この前立腺がんやられているところは少ないですけどやっているところはあります。橋本市の市民病院でこの前立腺がんのがん検診をされてる方はどれくらいおられるか、それはわかりますか。

○議長（中西峰雄君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）データは持ち合わせておりませんので、何とも申し上げられませんけれども、本院の泌尿器科で検査を行っております。血液検査でございますので、P S Aについては、多分本院じゃなくて、委託に出してると思っています。特殊検査でございますので。それと、C E Aと同時に、腫瘍マーカーという検査を同時に行いますので、それをもとに受託先からデータが返ってくると、いうふうなことでございます。件数は、私の手元には持っておりませんので、把握しておりません。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）そしたら、前立腺がんのがん検診をまず、受けようという啓発が大事かと思うんですよ。まずはその啓発をしつかりとしていただきたいと思います。ちなみ

に前にお座りの男性の中で前立腺がんの検診を受けられている方、失礼ですけど、検診受けられてる方、挙手はしていただけますか。ありがとうございます。議員の中で男性の方、前立腺がん、受けられている方おられますか。3人ですね。ありがとうございます。まず、費用も6,000円ですか、かかるということで、高額な費用になりますので、なかなか助成ということも難しいかと思うんですが、まずは前立腺がんの検診に行っていただけるように、市からもしっかりと広報、啓発をしていただきたいと要望させていただいて一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中西峰雄君）これをもって、22番 楠本君の一般質問は終わりました。

これにて、一般質問を終結いたします。

○議長（中西峰雄君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。明3月9日は休会とし、3月10日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後3時57分 散会）